

令和 6 年度公募

地域密着型サービス事業者

公募要項

令和 6 年 8 月

日南市健康福祉部長寿課

1. 公募の概要

(1) 公募の趣旨

日南市では、「日南市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めることとしています。

本公募は、同計画に基づき、地域密着型サービス事業所を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

2. 公募するサービスの概要

(1) 公募する地域密着型サービス事業の種類等

サービス種別	対象地域	整備数・定員
小規模多機能型居宅介護 (サテライト型可)	北地区を除く圏域	1事業所 定員29人 (サテライト型は定員18人)
看護小規模多機能型居宅介護 (サテライト型可)	全圏域	1事業所 定員29人 (サテライト型は定員18人)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	全圏域	1事業所 定員9人 ユニット数の増床可

(2) 整備年度

原則として、令和7年度中に事業を開始することとします。

ただし、事業所整備（創設、改修等）を伴う場合は、令和7年度中に着工し、令和8年度に事業を開始することとします。

3. 応募資格の要件

- (1) 介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号に該当しない法人であること。（※看護小規模多機能型居宅介護事業所については、医療法の許可を受けて開設している有床診療所は法人格を有していないても可。）
- (2) 応募事業者（運営法人）自らが開設し指定を受けるものであること。
- (3) 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、意欲及び資金を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- (4) 「日南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日条例第34号）、「日南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年12月25

日条例第35号) 等の介護保険関係の基準を満たし、その関連する法令等にも適合していること。

- (5) 法人の役員等が、日南市暴力団排除条例（平成23年10月5日条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団関係者等でないこと。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員でないこと。）
- (6) 法人及び代表者に国税及び地方税の滞納がないこと。

4. 応募受付期間及び提出方法

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。日南市にこれらの書類を提出した事業者を応募事業者とします。

(1) 受付期間

令和6年10月1日（火曜日）から10月31日（木曜日）まで（土日・祝日は除く。）

午前9時から午後4時まで（時間厳守）

※ 郵送による書類の受付はしませんので、あらかじめ電話予約の上、来庁願います。

(2) 提出場所

日南市中央通一丁目1番地1　日南市役所

健康福祉部　長寿課　介護保険係

電話　：0987-31-1160

e-mail：tyojuka@city.nichinan.lg.jp

(3) 提出部数　10部（正本1部、副本（コピー可）9部）

(4) 提出書類について

① 別添の提出書類一覧表のとおりです。

② 本公募に応募を希望する事業者は、令和6年度公募　地域密着型サービス事業者応募申込書（様式第1号）を提出してください。

また、添付書類については、応募申込書添付様式にしたがって、提出してください。

③ 提出書類に必要な様式類については、日南市ホームページよりダウンロードしてください。

④ 契約者同士で原本を保管する必要があるもの（土地売買確約書等）は、写しの提出で構いませんが、原本証明（様式第16号）を添付してください。

(5) 作成上の注意について

提出書類は、次のように整えてください。

- ① 表紙を付ける。表紙には、「令和6年度公募 地域密着型サービス事業者(小規模多機能型居宅介護)応募申込書」、「令和6年度公募 地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護）応募申込書」又は「令和6年度公募 地域密着型サービス事業者（認知症共同生活介護）応募申込書」）及び法人等名を記す。
- ② 全体の目次（提出書類一覧表）を付ける。目次にはインデックス番号、提出書類名及びページ番号を記す。
- ③ 提出書類全体に通しのページ番号を付ける。
- ④ 提出書類ごとに番号表記のインデックスを付ける。
※ 一つの提出書類に二つのインデックスを付けないようにしてください。
- ⑤ 提出書類は原則A4サイズに統一し、平面図等はA4サイズ折りとする。
- ⑥ 全体をファイル等で綴る。左側（2穴）で綴じる。

5. 応募にあたっての注意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 提出締切後は、応募者の都合による計画の変更や提出書類の変更（差替）及び追加（再提出）は一切認めません。ただし、日南市の指示により書類の修正・追加をする場合を除きます。
- (3) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受け付けすることができないで、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (4) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (5) 応募にかかる費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- (6) 他の応募事業者の計画の内容に関しての問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (7) 本公募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、日南市はその責任を負いません。
- (8) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式第18号）を提出してください。

6. 禁止事項、欠格事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
 - ① 法人格を有していない場合

(※看護小規模多機能型居宅介護事業所については、医療法の許可を受けて開設している有床診療所は法人格を有していなくても可。)

- ② 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募事業者又はその関係者が日南市の職員に対し、直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
 - ③ 虚偽、不正等による申請が明らかになった場合
 - ④ 提案内容、事業運営に関し法令違反が明らかになった場合
 - ⑤ 日南市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選考を取り消します。
- ① 事業開設に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備・運営が不可能であると日南市が判断した場合
 - ② 本公募要項の要件に適合しない変更等を日南市の承諾なく行った場合
 - ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと日南市が認める場合

7. 運営事業予定者の選定方法

(1) 運営事業予定者の選定方法

- ① 地域密着型サービス事業者選考審査会を構成し、応募事業者の審査選考を行い、その結果を踏まえ、日南市長が運営事業予定者を決定します。
※運営事業予定者であることをもって、介護保険法上の地域密着型サービス事業所に、自動的に指定されるものではないことに留意ください。
- ② 審査は、書類審査及び面接審査により行います。
- ③ 面接審査は、「審査員によるヒアリング」と「応募事業者によるプレゼンテーション」を行います。（応募事業者側の出席者は3名以内とします。）
また、面接審査の日程、プレゼンテーションの方法等については、応募受付期間終了後、応募事業者にメールで通知します。
- ④ 応募者が1者の場合は、その応募者を対象に書類審査及び面接審査を実施し、すべての審査項目で60%以上の点数を取得したときに運営事業予定者とします。
- ⑤ 審査の結果、運営事業予定者なしとする場合があります。

(2) 審査の主な視点（※以下に示す項目は、主なものです。）

- ① 法人の理念、基本方針等に関すること
応募の動機や法人の理念、基本方針等について
- ② 設置主体に関すること
運営実績や管理者（予定者）の適正等について
- ③ 事業計画に関すること

事業計画の適正等について

④ 開設(整備)予定地の立地に関すること

用地の確保、安全性等について

⑤ 資金計画に関すること

資金計画の適正や運転資金の確保等について

(3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募事業者に文書で通知します。なお、選定結果についての電話・文書等による問合せ、異議等には応じないものとします。

(4) 運営事業予定者の公表

運営事業予定者決定後、応募状況・選定結果を日南市ホームページで公表します。

また、運営事業予定者以外の事業者については、応募事業者を特定できる情報は公表しません。なお、選考経過については、日南市情報公開条例第10条第1項第5号の規定により不開示とします。

(5) その他

審査の合計点に基づき、全応募者の順位付けをし、最も合計点の高い第1順位事業者を運営事業予定者として決定します。また、第1順位事業者が辞退等により、運営事業予定者でなくなった場合は、繰上げにより第2順位事業者を決定することとします。ただし、最低限のサービス提供を確保するため、必要最低点数は、すべての審査項目で60%以上の点数とし、この点数に達した事業者がいない場合、運営事業予定者は該当なしとします。

8. スケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめ御了承ください。

令和6年		
公募告示	8月30日から	日南市ホームページ掲載
↓		
質問の受付期間	9月6日から9月17日まで	質問票をメールにて受付
↓		
質問の回答	9月27日頃	日南市ホームページ掲載
↓		
応募受付期間	10月1日から10月31日まで	応募申込書等の受付
↓		
書類審査・面接審査	11月から12月中旬頃	審査の実施
↓		
選定結果通知	12月下旬頃（予定）	結果通知

9. 補助金について

補助金については、日南市の補助は、宮崎県の補助金を財源として実施するものであり、本公募で整備事業予定者として決定された場合であっても、宮崎県の補助金等の交付対象にならなかった場合は、補助対象となりません。資金計画等の策定にあたり、御承知おきください。

なお、令和7年度の補助金については、現在のところ未確定であることに留意してください。

10. 質問等の受付について

(1) 受付期間

令和6年9月6日（金）から17日（火）午後5時までにメールにより受信したもののを受け付けします。

(2) 質問票の記載について

- ① 質問票（様式第17号）に要旨を簡潔にまとめて作成してください。
- ② 質問票到着後、質問の内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、日南市あてに送付した質問票の控えを保管しておいてください。

(3) 質問の受付方法

- ① 質問については、質問票に記入の上、メールにより提出してください。

- (2) メールの表題は、【公募質問】〇〇介護(事業所名)」としてください。
※〇〇は該当するサービス種別を記載してください。
- (3) メールは送信後、必ず電話にて送信の連絡をしてください。
- (4) メール以外の方法（直接電話、ファクシミリ、口頭、郵送等）での質問は受け付けません。

<送付先>

日南市健康福祉部 長寿課 介護保険係 宛て

e-mail : tyojuka@city.nichinan.lg.jp

(4) 質問に対する回答方法

受付期間中に受け付けた質問については回答書を作成し、令和6年9月27日
(金)頃に、日南市ホームページで掲載します。

11. 本公募要項に関する担当課

日南市 健康福祉部 長寿課 介護保険係

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

電話：0987-31-1160

ファクシミリ：0987-21-1410

e-mail : tyojuka@city.nichinan.lg.jp